

〇よくある質問集

第二種施設（飲食店、事業所の事務所、工場、ホテル、旅館など）について

No.	質問	回答
1	新たに飲食店を開業予定。 店内で喫煙できるようにするにはどうしたらよいか。	2020年4月1日以降に新たに開業された店舗は、店内での喫煙は原則不可です。 技術的基準等を満たした喫煙専用室等の設置や標識の掲示すれば、店内の一部で喫煙が可能となります。ただし、喫煙専用室内での飲食は不可です。 なお、<u>従業員も含め、喫煙専用室に20歳未満の人を立ち入らせてはいけません。</u> 詳細は厚生労働省のホームページ「なくそう！望まない受動喫煙」 （https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp/business/restaurant/type_2.php） をご参照ください。
2	「喫煙専用室」とはどのようなものか。	第二種施設(*)では、「喫煙専用室」ならびに、「指定たばこ（加熱式たばこ）専用喫煙室」の設置が可能です。 (*)学校・病院・診療所・児童福祉施設等、行政機関の庁舎など以外の施設 【喫煙専用室】 屋内の一部に設置をすることで、その場所に限り喫煙できるようになります。喫煙専用室の中では喫煙以外の飲食などの行為はできません。また、施設の全部分を「喫煙専用室」とすることはできません。 【指定たばこ（加熱式たばこ）専用喫煙室】 屋内の一部で「加熱式たばこ」のみ喫煙できるようになります。この中では飲食等の喫煙以外の行為もできますが、「喫煙専用室」同様、施設の全部分を「指定たばこ専用喫煙室」とすることはできません。 ※「加熱式たばこ」とは、たばこ葉やたばこ葉を用いた加工品を燃焼させず、専用機器を用いて電気加熱することで煙を発生させるもの。 ※「電子たばこ」とは、専用カートリッジ内の液体を加熱して、煙霧を発生させ、それを吸入するために使われる製品。 詳しくは厚生労働省のHP「なくそう！望まない受動喫煙」 （https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp/smoking_room/） をご覧ください。
3	「喫煙専用室」を設置するにあたり、技術的基準を知りたい。	喫煙専用室等において、たばこの煙が流れ出ないようにするため、次の3つの設置基準を必ず満たさなければなりません。 <u>(1) 出入口において室外から室内に流入する空気の気流が0.2m毎秒以上であること</u> <u>(2) たばこの煙（蒸気を含む。以下同じ。）が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていること</u> <u>(3) たばこの煙が屋外又は外部に排気されていること</u> なお、管理権原者の責めに帰さない事由によって（3）を満たすことができない場合の経過措置制度や、お店が複数階に分かれている場合における階毎に禁煙・喫煙を分ける取扱いに関する基準が別途定められています。詳しくは厚生労働省のホームページ（https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp/point/）や京都市のホームページ（https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000281391.html）をご覧ください。 また、「どのように喫煙専用室を作ればいいのかわからない」「既存の喫煙専用室がうまく機能しているかわからない」など技術的な相談は、国が設置する受動喫煙防止対策に係る相談支援の窓口（電話：050-3537-0777／平日9～12時、13～17時）へご相談ください。
4	「標識」はどこで手に入るか。	厚生労働省のホームページ（https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp/sign/）、または京都市のホームページ（https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000281391.html）からダウンロードできます。 ダウンロードが難しい場合は郵送も可能です。郵送をご希望の方はお電話（075-746-6794）にてご連絡ください。
5	喫煙専用室等の設置にあたり 届出 は必要か。	喫煙専用室の設置に関しては届出は不要です。

6	「喫煙可能室」を設置できる飲食店（「既存特定飲食提供施設」）に該当する条件は何か。	2020年4月1日以前に開業した経営規模の小さな飲食店については、事業継続に影響を与えることが考えられることから、経過措置として「喫煙可能室」の設置を可能としています。「喫煙可能室」では、喫煙に加え、飲食等をすることを可能としています。 「喫煙可能室」を設置するための条件を満たす「既存特定飲食提供施設」については、 <u>(1) 令和2年（2020年）4月1日時点で飲食店として営業する店舗</u> <u>(2) 個人経営または中小企業（資本金または出資の総額が5,000万円以下</u> <u>(3) 客席部分の床面積が100㎡以下</u> の3つの要件を満たす必要があります。 詳細は厚生労働省の詳細は厚生労働省のホームページ「なくそう！望まない受動喫煙」ポイント4の既存特定飲食提供施設の考え方（https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp/point/#anchor3）をご参照ください。 <u>なお、従業員も含め、喫煙可能室に20歳未満の人を立ち入らせてはいけません。</u>
7	「喫煙可能店」の届出は必ず提出しなければならないのか。	届出は努力義務となり、市として把握するためにも提出をお願いしております。届出書の様式は京都市のホームページ（https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000281391.html）からダウンロードできます。ダウンロードが難しい場合は郵送も可能です。郵送をご希望の方はお電話（075-746-6794）にてご連絡ください。 届出は郵送にて受付しています。 <届出先> 〒600 - 8023 京都市下京区河原町通松原上ル2丁目富永町338 京阪四条河原町ビル7階（株式会社JTB京都支店 内） 京都市受動喫煙防止対策相談・届出専用窓口 行
8	店舗の移転や事業形態の変更など、店舗に何らかの変化があった場合、引き続き「喫煙可能店」として営業しても問題ないか。	何らかの状況の変更があった場合、継続して「喫煙可能店（既存特定飲食提供施設）」に該当するかどうかは、下記3点を踏まえて総合的に判断されます。 (1) 事業の継続性 例：【○】そば屋からラーメン屋に変更 (2) 経営主体の同一性 例：【○】相続人や1年以上勤務している従業員に事業を継承 (3) 店舗の同一性 例：【×】新築・移転などの大規模改装 詳しくは厚生労働省の「改正健康増進法の施行に関するQ&A」（https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000525322.pdf） 11～12ページをご参照ください。
9	店内で喫煙できる「喫煙目的施設」とは何か。	いわゆる公衆喫煙所やシガーバー、たばこ販売店など、喫煙をサービスの目的とする施設のことを指します。喫煙専用室等と同様、たばこの煙が流れ出ないよう3つの設置基準を必ず満たさなければなりません。（※9「喫煙専用室の設置基準」参照） 【公衆喫煙所】 喫煙をすることが本来の目的である屋内の施設。飲料自動販売機の設置が可能です。 【喫煙を主たる目的とするバー、スナック等】 たばこの対面販売（※1）（出張販売を含む）をしているバーやスナックが対象。自動販売機のみによるたばこ販売は該当しません。また、主食（※2）を提供している施設も該当しません。 （※1）「対面販売」とは、たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第22条第1項の製造たばこ小売販売業の許可を得た者が営業を行う場所又は第26条第1項の出張販売の許可を受けた場所においてたばこを販売する者によって購入者に対して、たばこを販売することをいい、自動販売機のみによるたばこの販売はこれに該当しないものであること。 （※2）「主食」とは、米飯類、パン類、麺類、ピザパイ、お好み焼き等が主に該当します。ただ、主食の対象は各地域や文化により異なるものであることから、実情に応じて判断されます。 【たばこ販売店】 たばこや喫煙用器具を対面販売し、施設の屋内の場所において喫煙をする場所を提供することを主たる目的にしているお店。たばこや喫煙器具がお店の商品の約5割を超えていることが条件のため、コンビニは該当しません。

屋外・屋内の判断について

No.	質問	回答
1	施設の「屋内」と「屋外」の判断基準について	「屋内」とは、外気の流入が妨げられる場所として、「 屋根がある建物であって、側壁が概ね半分以上覆われているものの内部 」となります。これに該当しない場所は「屋外」としています。
2	飲食店のテラス席は「屋外」で良いのか。	一見すると「屋外」に見える場所でも、天井（屋根）があり、かつ前後左右の側面4面のうち2面以上が床から天井まで仕切られた壁である場合は「屋内」とみなされます。

マンションなどの集合住宅について

No.	質問	回答
1	マンションの隣の家のベランダでの喫煙に困っている。 また、共用部分である廊下や階段での喫煙は法律上問題ないのか。	改正健康増進法では、原則屋内は禁煙と定められているものの、「人の居住の用に供する場所」は法律の規制対象外となります。そのため、個人の自宅やベランダでの喫煙に関しては、行政等から指導することが出来かねます。マンション管理会社や管理人にご相談ください。 一方、マンションの共用部分に関しては「人の居住の用に供する場所」には該当せず、屋根があり側壁に概ね半分以上覆われている場合は法律上「屋内」となり、禁煙としなければならず法律の規制対象となります。

路上喫煙について

No.	質問	回答
1	路上喫煙で困っている。 チラシやポスターをもらうことは出来ないか。	京都市内全域において「京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例」で路上喫煙等をしないよう努力義務が課されております。屋外の公共の場所（路上や公園など）での喫煙はやめましょう。特に人通りが多い場所などは、過料を徴収する「路上喫煙等対策強化区域」に指定されております。 お渡し可能な啓発物は、チラシ・ポスター・ステッカーです。 詳しいデザインは、京都市ホームページ「路上喫煙・受動喫煙でお困りの方へ」 （ https://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/page/0000145638.html ）をご参照ください。 その他、詳しくは文化市民局くらし安全推進部くらし安全推進課（電話：075-222-3193）にご相談ください。

タバコのポイ捨てについて

No.	質問	回答
1	タバコのポイ捨てに困っている。 チラシやポスターをもらうことは出来ないか。	環境政策局循環型社会推進部まち美化推進課（電話：075-222-3953）にご相談ください。